

2024年1月31日

お客さま各位

SMBCコンシューマーファイナンス株式会社

令和6年能登半島地震における被災者の皆さまへの対応に関するお知らせ

このたびの令和6年能登半島地震により被害を受けられた方々ならびに関係者の方々には、心よりお見舞い申し上げます。

SMBCコンシューマーファイナンス株式会社(以下、当社)は、金融庁より2024年1月17日付で公表されました「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」に基づき、今般の令和6年能登半島地震における被災者の皆さまの生活支援に少しでもお役立ていただく為、災害救助法適用地域の市町村に居住する被災者の方に対する震災対応につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「収入証明書類」に関する提出期間の緩和

【対応期間】2024年1月31日(水)～2024年7月31日(水)

貸金業法により、当社を含めた貸金業者から一定額以上のお借入があるお客さま、もしくは過去に収入証明書類を提出いただき一定期間経過したお客さまにつきましては、通常「2か月以内」に収入証明書類のご提出をいただいておりますが、被災者の皆さまにつきましては、収入証明書類の入手・提出が困難な場合を想定し、提出の期間を「6か月以内」とさせていただきます。

2. 「個人事業主向け貸付」に関する契約手続の緩和

【対応期間】2024年1月31日(水)～2024年7月31日(水)

個人事業主のお客さま向け商品「自営者カードローン」について、通常、当該お客さまの「事業計画・収支計画・資金計画」に照らし合わせた上で審査をおこなっておりますが、被災者の皆さまにつきましては、計画の策定・提出が困難な場合、計画に替わり、簡素な情報(現状の確認等)の確認により、審査をおこなうこととさせていただきます。

3. 生活復興支援を目的とした融資の取扱開始

【取扱期間】2024年1月31日(水)～2024年7月31日(水)

令和6年能登半島地震により、被災された方々の生活復興支援を目的とした融資(以下、「応援融資」という)の取扱を開始いたします。(既に当社をご利用いただいているお客さまもお申込可能です。)

本融資は「被災された方が生活の再建ができるまでの一定期間において、無利息での融資をおこなうこと」を前提とし、貸金業法の趣旨を踏まえながら、支援を行うことを目的としています。
応援融資の概要等につきましては、以下をご確認ください。

【応援融資の概要】

対象のお客さま	令和6年能登半島地震に係る「罹災証明書」の提出が可能な方 ※契約には審査が必要となります
ご融資額	10万円まで
借入利率	実質年率 4.50% (ただし、お借入後1年間は無利息といたします。)
ご返済期日	毎月月末 (ただし、お借入後1年間は3か月に1回(末日)といたします。)

【応援融資の留意事項】

- ・他の貸金業者からのお借入を含め、総量規制の範囲内(年収の1/3)での審査となります。
- ・ご契約時にお借入いただいた後は、ご返済のみとなります。

なお、行政機関においても、緊急小口融資等の支援を行っております。詳しくはお住まいの各市町村の窓口にお問合せください。

また、当社は返済期日の延長や元金・利息の減免等、被災されたお客さまの個々の状況等を踏まえながら、柔軟に融資や返済に関するご相談を承っております。

被災地の皆さまの一日でも早い生活基盤の安定、被災された地域の復興をお祈り申し上げます。

以上

ご相談・ご質問はプロミスコールへ
 **0120-24-0365**
(受付時間：平日9:00～18:00)